

# 食の安全・安心確保のための検討会議 (平成 18～19 年度)

	ページ
1 設置要領	・・・ 2
2 検討会議開催結果	
(1) 平成 18 年度第 1 回	・・・ 3
(2) 平成 19 年度第 1 回	・・・ 6
(3) 平成 19 年度第 2 回	・・・ 8

# 1 設置要領

## 「食の安全・安心確保のための検討会議設置要領」

### 第1 目的

三重県における食の安全・安心を確保するため、「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく県の取り組みについて、「食」に関する識見を有する者の意見を聴き、消費者満足度の高い効果的な取り組みへ改善していくことを目的とする。

### 第2 所掌事項

食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」という）の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 県が行っている監視指導について評価等を行い、事業者による自主管理を促進するための効果的な監視指導のあり方について提言を行う。
- (2) 県民が食の安全について正しく理解して行動するための県が行う情報提供や消費者・事業者・行政の主体的な活動を促進するための県の取り組みについて評価等を行い、今後の取り組みについての提言を行う。

### 第3 検討結果の取り扱い

県は、三重県における食の安全・安心を確保するため、検討会議の意見を反映して改善等に取り組むものとする。

### 第4 構成等

- (1) 検討会議は、第2に掲げる項目に関する個別の課題について識見を有する者で構成する。
- (2) 任期は1年以内とする。

### 第5 座長

- (1) 会議の構成及び内容等を勘案して、必要と認められる場合には座長1名を置くことができるものとする。
- (2) 座長は、会議を代表し会務を総理する。

### 第6 召集開催

会議は、三重県農水商工部長が招集する。

### 第7 庶務

会議の庶務は三重県農水商工部において行う。

## 第8 その他

この要領に定めるほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、検討会議において協議し定める。

### 付則

この要領は、平成17年8月16日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

## 2 検討会議開催結果

### (1) 平成18年度第1回

- ◆日時 平成19年2月9日(金曜) 午後1時30分から3時30分
- ◆場所 三重県農水商工部 ミーティングルーム
- ◆出席者 委員7名全員出席
- ◆議事録

#### 1 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づいて各室の方向性を示した行動計画の取組実績や今後の方向性について(事務局報告)

- ・(質問・意見) 環境づくり会議のメンバー時に、家庭版チェックリストや様々な啓発資料づくりに取り組み、「こころ」「まもる」のキャラクターも決めた。成果はどうなったか。  
(回答) 家庭版チェックリストはすべてのPTAに配布。一定の評価を得た。啓発資料は適時適切に配布するなど効果的な普及・啓発に努めている。
- ・各分野の課題に濃淡があるのではないかと。予定通り進むものと、例えば、IV分野(県民運動へ広がる環境づくり)のように進みにくいものがあると思う。
- ・会議でイベント手引書を紹介し配布した。このような手引書は初めてだと言っていたが、三重県の取り組みは先進的なのか。  
(回答) 全国的にこのような手引書は少ない。

#### 2 「三重県食の安全・安心確保基本方針の改正(案)」について(事務局報告)

- ・(質問・意見) 検討会議での意見は、改正に反映されるのか。  
(回答) 内容をホームページで公表し、意見をいただくとともに、各室と協議して反映していきたい。
- ・品目ごとのマニュアルはホームページで閲覧できるのか。  
(回答) 農産物については、閲覧できる。

- ・ 説明では、「食育」の言葉が出てくるが、基本方針にはないが入れないのか。  
（回答）入れることを検討する。
- ・ 三重県消費者施策基本指針では、地域の後に「職域」の表現がある。その表現のほうが、広がりがあるって良いのではないか。  
（回答）検討する。

### 3 「三重県食の安全・安心にかかる実施計画（案）」について（事務局報告）

### 4 食の安全・安心についての取り組みや考え方について（委員紹介・報告）

- ・（質問・意見） 県の計画等は、多岐に渡って網羅されており素晴らしいと思うが、具体化には様々な部局の協力体制が重要。地産地消はわかりやすいが、食の安全・安心は、安全が前提で、安心が生まれてくることとして取り組んでいる。
- ・ 衛生管理マニュアルは、現地でいろいろな方と話をし作っていく。生産者の食の安全・安心への理解も早いですが、消費者の反応を求めることが難しい。
- ・ 監視指導について、一般（民間）の検査を利用するのも良いと思う。
- ・ 3年間の積み上げが形になって初めて食の安全・安心が確保される。価値の共有という記述があったが、まさに基盤づくりの最中で、共通の話ができる土台ができつつあるのではと思う。今後は、それを後押しするものは何かを考えていかねばならない。
- ・ 小学校での正しい手洗いを事業のなかに盛り込んでほしい。ノロウィルス、インフルエンザなど手洗いが最も大切である。
- ・ 食農教育では、親子教室等で子どもを通じて親を教育することを考えている。行政、企業、地域の方と一緒にやることが広くつながっていくと思う。
- ・ スーパーの地元産コーナーについて、個人生産者の農薬のチェックはしているのか。また、青空市に対し農協はどの程度指導しているのか。  
（回答）個人生産者との契約の際に、チェックしている。また、農協関連の青空市についても、県とともに指導している。
- ・ 地域の活動には、婦人会、老人会も入れれば良い。

### 5 ひとくち情報メモ

スーパーマーケットなどに協力いただき、広告チラシに食の安全安心情報を入れることについて事務局から説明。

◆基本方針改正案についての委員からの提案と提案への回答

ご提案	ご提案に対する回答
<p>「消費者基本計画」(国)や「三重県消費者施策基本指針(中間案)」では、消費者教育の推進の中で、「職域」も重要な場として位置づけている。基本方針のⅢの3の(2)食の安全・安心に関する教育の推進でも「職域」を含めてはどうか。</p>	<p>(1) 「消費者基本法」では第17条で啓発活動及び教育の推進の場について「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場」という文言を使用しています。</p> <p>(2) 「食育基本法」では、冒頭及び第6条等で食に関する体験活動と食育推進活動の場について「家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会」という文言を使用しています。</p> <p>(3) 県では国の食育基本法を踏まえ、三重県食育推進計画を策定しており、この計画の5本の柱の一つとして、「食の安全・安心」を位置づけるとともに、食の安全・安心の取り組みを食育を通じて展開することとしています。</p> <p>(4) このため、三重県食の安全・安心確保基本方針の文言については、食育基本法を踏まえた表現とし、ご提案いただいた「職域」については、「地域」の中に包含されるものと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>「食育」を通して食の安全・安心の取り組みを展開していくとのことであるが、食育の文言が記述されていない。どこかで記述してはどうか。</p>	<p>(1) 県では国の食育基本法を踏まえ、三重県食育推進計画を策定しており、この計画の5本の柱の一つとして、「食の安全・安心」を位置づけるとともに、食の安全・安心の取り組みを食育を通じて展開することとしています。</p> <p>(2) ご提案の「食育」の文言については、Ⅲの「具体的な施策」において、3(2)「食の安全・安心に関する教育の推進」、4(3)「県民運動の展開」の中に、「食育を通して」の文言を記述します。</p>

## (2) 平成19年度第1回

◆日時 平成19年6月28日(木曜) 午前9時55分から午後12時10分

◆場所 三重県農水商工部 ミーティングルーム

◆出席者 委員7名全員出席

◆議事録

### 1 取組実績と課題・今後の取組方向

三重県食の安全・安心確保行動計画(平成16~18年度)取組実績と課題・今後の取組方向について事務局から報告。

### 2 平成19年から22年度行動計画について

三重県食の安全・安心確保行動計画(案)と三重県食の安全・安心確保実施計画事業一覧(平成19年度)について事務局から説明。

・(質問・意見) 行動計画(案)は、毎年見直しをしていくのか。

(回答) 予算の関係で実施できない場合もあり、毎年度見直しをすることとなる。

・ 過去3年の大きな方向性を変えないで、今後の4年間の計画を打ち出している。

・ 食の安全・安心地域力向上事業のモデル地域はどこか。

(回答) 四日市、津市、尾鷲市の3市である。新しい戦略計画では、「文化力」と「新しい時代の公」を基本にしているが、多様な主体との連携・協働による地域に根ざした県民運動の推進をおこなう当事業は、先導的なものである。

### 3 平成19年度事業年間スケジュール

食の安全・安心取組強化月間(11月)、食の安全・安心確保モデル地域の取り組み、食の安全・安心地域リーダー会議の概況、食の安全・安心ミニ情報について事務局から説明。

・(質問・意見) 津市で、食の安全・安心地域リーダー養成講座は開催されないのか。また、津市在住の人が四日市市で開催される養成講座を受講できるのか。さらに、食の安全・安心フォーラムは県主催で開催されるのか。

(回答) 今年は四日市市で開催するが、来年は津市で開催する予定。

四日市市で開催される養成講座は、基本的に四日市市の方が対象となる。また、フォーラムは四日市市と共同で、全県を対象に開催する。

- ・ チェーンストア協会で協力できることがあれば、声をかけてほしい。  
（回答）フォーラムで展示をするので、ぜひお願いしたい。
- ・ 啓発とかで何か協力できることがあるか。  
（回答）皆様から、どしどし一緒に活動していくご提案をいただきたい。ちなみに、食の安全・安心にかかわる啓発活動を地域で実施する協働連携事業の提案が昨年3件だったのが、今年は6件に増えている。  
また、ホームページ（食の安全・安心ひろば）等でもわかりにくいところがあれば、ご提案いただきたい。
- ・ 牛ミンチは大きな事件。販売する際も大変気を遣っている。  
一方、故意ではなく、知識不足で間違った表示をしてしまう懸念もあり、中小企業への監視指導については、きめこまかな指導をお願いしたい。  
（回答）18年度、基準違反が1件あったこともあり、監視指導についてはしっかり取り組んでいきたい。
- ・ 同じような事業をそれぞれで行っている場合がある。情報提供を密にして一緒（効果的、効率的）にしていきたい。  
（回答）話し合う機会も含め、しっかり連携していきたい。
- ・ 地域リーダーが活動しやすくなるよう各機関に働きかけてほしい。また、月1回発行している情報紙をできるだけ多くの人に伝える方法を考えていただきたい。  
（回答）地域リーダーの活動の場が大きなテーマとなっている。食の安全・安心フォーラムへの参加だけでなく、地域リーダー自ら啓発活動をやっていただくよう、各地域で取り組んでいる。情報紙は、約200部印刷し、郵送は500部。後は、地域リーダー（情報通信員）の協力を得て配布いただいている。現状が予算的に限界。今後は市町の協力を得て配布していきたい。
- ・ 衛生管理にも力を入れ取り組んでいるが、その情報が消費者に伝わりにくい。今後いかに情報を伝えていくのか課題。

#### 4 その他

「牛ミンチ」事案に対する県の取り組み状況と国の今後の対応について情報提供を行った。

(3) 平成19年度第2回

◆日時 平成20年2月15日(金曜) 午後1時30分から3時30分

◆場所 三重県農水商工部 ミーティングルーム

◆出席者 委員5名、代理2名出席

◆議事録

1 不適正事案にかかる対応について(事務局報告)

資料1: 三重県の対応

資料2: 食品の適正表示に向けた対応

資料3: みえの食品安全・安心表示ガイドライン【生菓子編】

資料4: 菓子業界社内総点検による実態調査結果

- ・(質問・意見) 2000年から検査機関に外注して、毎月、商品の抜き取り検査を実施している。どの店で、いつ行われるのか分からない。内容は、売り場にある商品を任意に抜き取って、3つの項目(生菌、理化学、表示)の検査をしており、重要な違反項目があれば、商品の撤去を指示するシステムとなっている。
- ・ 商品安全検査センターで、毎月逐次、生菌と理化学の検査を実施している。表示については品質管理部が行っている。消費者は原産地、原料など多くの情報を知りたいが、どこまで知らせたらいいのか、また、どのように伝えたら一番いいのか検討している。
- ・ 品質管理室で生菌、理化学、工場のふき取り検査を実施している。できるかぎり自主検査をして、できないところは外注している。零細な事業者まで管理を徹底させるのは難しい。
- ・ 今回のように菓子業界で違反がたくさん出たのは、行政の指導が甘かったのではないか。

(回答) JAS法はもともと表示の法律であるが、今回、全国で始めて製造過程まで言及され、県としてとまどいがあった。

また、JAS法の所管が県外に営業所がある事業者の場合、国だったこともあり、情報共有が十分でなく、食品衛生法を所管している保健所とも連携が充分とれなかったことなど、いろいろなことが重なった。今後は、2度とこのようなことがないようにシステムを変えていこうと考えている。

- ・ 店で作る商品は、毎月全店で本社幹部がチェックをおこなっている。他の商品はバイヤーがメーカーと一緒に表示の確認をしている。衛生管理に関しては、微生物検査を中心に毎日行っている。はっきりしないものは工程検査に出して原因を追究している。
- ・ つけものなどを青空市、ファーマーズマーケットで販売しているので、表示の学習会を行っている。

- ・ 商品に疑問があつてこちらから聞いたとき、県内事業者に比べ、県外事業者の方が的確に対応してくれない。

(回答) 今回のことを踏まえ、国に入った情報も県に提供してもらうようにしている。国、県、市がもれのないよう情報共有し、しっかり連携し対応していきたい。

- ・ 情報を集約・交換して体制づくりをするとともに、もっと大事なのは情報を消費者に返すこと。また、高齢者、若者など情報をキャッチしにくい人にかに情報を返していくかが行政の課題である。
- ・ 菓子業界社内総点検による実態調査の結果（10人以下の事業所が8割、約6割の事業所しか回答がなかったこと、約4割の事業所は「改善することはない」と回答したこと）に不安をいただくが、行政はどのように指導していくのか。

(回答) この調査結果を踏まえ、保健所が新年度、すべての菓子事業所に検査に入ることとなっている。その際、表示のことやガイドラインの説明も含め、指導していきたい。

- ・ つけものなど、他の業界にも広げてほしい。

(回答) 菓子業界だけでなく、他の業界にも広げて行きたい。ガイドラインについては、今後、つけもの、惣菜など想定している。

- ・ 業界の自主的取り組みが進むことを期待している。

## 2 平成20年度事業予定（事務局説明）

資料5：三重県食の安全・安心確保実施計画事業一覧（平成20年度）

資料6：三重県食の安全・安心確保実施計画事業一覧（平成19年度）

## 3 食の安全・安心確保 モデル地域の取り組み（事務局説明）

資料7：食の安全・安心確保 モデル地域の取り組み（平成19年度）

- ・ (質問・意見) モデル事業の展開は、食の安全・安心という文化を再生しようとする運動ともいえる。昔の食生活では、自分たちで食の安全・安心を守る文化が土壌にあった。新たに、教育とか啓発によって文化を共有していく、価値観を共有していくものと感じる。
- ・ 監視・指導などの規制を強化するのは当然だが、教育や文化という観点からは、Ⅲ分野（情報公開と学習）、Ⅳ分野（県民運動）を地道に取り組んでいくことが大事である。

(回答) 今回のことがあり、監視・指導、自主管理については積極的に事業化した。食の安全・安心については、事業者、消費者お互いの信頼関係を築くことが重要で、地域のネットワーク、市町と連携して、Ⅲ分野（情報公開と学習）、Ⅳ分野（県民運動）をしっかりと

り取り組んでいきたい。

- ・ Ⅲ分野（情報公開と学習）、Ⅳ分野（県民運動）については、時間、手間ひまがかかり、芽をだすかどうか気長に待たないとわからない。しかしとても大事なことと考えている。

（回答）食育についても、食の安全・安心の一環として教育部門と一緒に進めている。文化力、地域力ということで、みんなで知恵を出し合ってやっていきたい。事業者の皆さんにも、食の安全・安心ミニ情報のチラシへの掲載などご協力いただいております。今後ともよろしくお願ひしたい。

#### 4 食の安全・安心の確保に関する議員提案条例（事務局説明）

資料8：三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）（骨子案）

- ・（質問・意見）新年度、健康福祉部と農水商工部が表示を一緒にやっていくことは、条例のどこに書いてあるのか。

（回答）「Ⅲ 基本的施策」「安全・安心の推進」の「1 体制の整備」と「2 監視指導体制の強化」で書いている。

- ・ 食品衛生法の規定は読み取れるが、JAS法の規定はどこにあるのか。

（回答）「Ⅳ 安全・安心の確保に関する措置」「3 自主回収の報告」の（1）の「2、1に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等」の箇所が、JAS法の重大な違反を想定している。

- ・ 自主回収の報告で、インスタ商品（店舗で自ら生産し、販売している商品、すしなど）は適用しないと理解してよいか。

（回答）そのように理解しているが、現在担当室で規則等整理しているところ。

- ・ 「Ⅳ 安全・安心の確保に関する措置」「6 措置勧告」は上位法律である食品衛生法と重なっていないか。

（回答）食品衛生法の及ばない部分を、この条例である意味上乗せしている。

- ・ 措置勧告の公表等について、猶予期間はあるのか。

（回答）条例は4月1日から施行される予定であるが、規制条項の部分については、6ヶ月の猶予期間は欲しいと考えている。

- ・ 食の安全・安心確保基本方針については、いままで進めてきたことであり、大切にしていきたい。

（回答）私たちも、そのように考えている。

- ・ いままで、条例がなくても基本方針の内容は行動計画で進めてきた。条例のなかに盛り込むことはないのか。

(回答) 三重県は基本方針に基づき、他県に先行してさまざまな取り組みを行ってきた。今回の条例の意図は、監視指導をきっちりと位置づけることが主であり、行動計画に関してはあまり変えなくてもよいのではないかと考えている。

規制条項について、実効性をどのように担保していくかが問題である。また、他府県では3県ほど罰則規定(罰金)をおいているが、検察庁と話し合う必要性や時間的制約から置かれなかった。

- ・ この条例は努力義務規定か。

(回答) 事業者にとっては、公表がある意味罰則規定である。議員提案条例で、規制条項が入るのは三重県では初めて。

また、この検討会議は条例に基づく付属機関になるので、よろしくをお願いしたい。

## 5 モデル事業の取り組みについて

資料：四日市・鈴鹿食の安全・安心地域リーダー活動報告

三重県食の安全・安心確保行動計画(平成16~18年度)取組実績と課題・今後の取組方向について事務局から報告。